

美濃加茂市都市公園条例の改正概要

◆公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理に関する条項の追加

◎条例改正の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的な都市公園機能の増進を図るため、意欲のある地域住民が公園の管理に参画することや、専門的ノウハウのある民間事業者等が設置・管理を行うことができるよう、必要な条項を追加することとした。

◎主要内容

公園施設の設置若しくは管理許可の申請書の記載内容に関する事項（第6条関係）

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 設置の目的、期間及び場所
- (3) 公園施設の種類、構造及び数量
- (4) 公園施設の管理の方法
- (5) 工事の実施方法
- (6) 工事の着手及び完了時期
- (7) 都市公園の復旧方法
- (8) その他市長の指示する事項

公園施設の設置若しくは管理許可の使用料に関する事項（第8条関係）

区分	種別	単位	期間	金額
公園施設を設ける場合	土地	1平方メートル	1月	40円
公園施設を管理する場合	土地	1平方メートル	1月	40円
	建物	1平方メートル	1月	300円

◎施行期日

平成29年10月1日

◎条例改正前後対照表（該当部分のみ）

改正後	改正前
<p><u>(公園施設の設置及び管理の許可申請書の記載事項)</u></p> <p>第6条 <u>法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 公園施設を設置しようとするとき</u></p> <p><u>ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、法人名及び代表者名）</u></p> <p><u>イ 設置の目的、期間及び場所</u></p> <p><u>ウ 公園施設の種類、構造及び数量</u></p>	<p>※条項の追加の為改正前はなし。</p>

<p><u>エ 公園施設の管理の方法</u></p> <p><u>オ 工事の実施方法</u></p> <p><u>カ 工事の着手及び完了時期</u></p> <p><u>キ 都市公園の復旧方法</u></p> <p><u>ク その他市長の指示する事項</u></p> <p><u>(2) 公園施設を管理しようとするとき</u></p> <p><u>ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、法人名及び代表者名）</u></p> <p><u>イ 管理の目的、期間及び場所</u></p> <p><u>ウ 管理する公園施設</u></p> <p><u>エ 管理の方法</u></p> <p><u>オ その他市長の指示する事項</u></p> <p><u>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項</u></p> <p><u>ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、法人名及び代表者名）</u></p> <p><u>イ 変更する事項</u></p> <p><u>ウ 変更する理由</u></p> <p><u>エ その他市長の指示する事項</u></p>	
--	--

◆有料公園施設に関する条項の追加

◎条例改正の目的

現在整備中である中之島公園に有料公園施設（自然環境体験学習館（大ホール、小ホール）、シャワールーム）を新たに設置するため、条項の追加及び関係条項の改正をすることとした。

◎主要内容

有料公園施設、利用方法及び利用料金に関する事項（第7条の2関係）

都市公園名	種別	区分	単位	金額
中之島公園	自然環境体験学習館	大ホール	1時間	500円
		小ホール	1時間	200円
	シャワールーム	1箇所当り	1人1回	300円

自然環境体験学習館の開館時間及び休館日に関する事項（第7条の3関係）

○自然環境体験学習館及びシャワールームの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

○自然環境体験学習館等の休館日は、火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）、及び12月29日か

ら翌年1月3日までの日とする。

○指定管理者は、市長との協議により、供用時間等を変更することができる。

◎施行期日

平成29年10月1日

◎条例改正前後対照表（該当部分のみ）

改正後	改正前
<p><u>(有料公園施設)</u></p> <p><u>第7条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 第2条第2項から第5項までの規定は、第2項の許可に準用する。</u></p> <p><u>(開館時間等)</u></p> <p><u>第7条の3 自然環境体験学習館及びシャワールーム（以下「自然環境体験学習館等」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>自然環境体験学習館等の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</u></p> <p><u>(3) 前2号の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用時間等を変更することができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 <u>法第5条第1項、</u>法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項若しくは<u>第7条の2第2項</u>の許可を受けたもの<u>（以下「使用者」という。）</u></p>	<p>(占有料)</p> <p>第8条 法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けたものは、別表に掲げる占有料を納付しなければならない。ただし、市長が</p>

<p>は、<u>別表第2に掲げる使用料</u>を納付しなければならない。ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>公園施設を設置し、若しくは管理し、又は都市公園を占有する場合（消費税法施行令第8条に規定する場合に限る）の使用料</u>の額は、<u>別表第2</u>により算定した額に1.08を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 既納の<u>使用料</u>は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に1.08を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 既納の占用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
---	--

◆指定管理者制度に関する条項の追加

◎条例改正の目的

地方自治法の一部改正により、都市公園の管理運営について、市の出資法人や公共的団体に限り管理を委託できる「管理委託制度」から、株式会社等の民間事業者も含めた幅広い団体が管理運営を行える「指定管理者制度」へ制度が改正され、当該制度の運用を可能とするため、関係条項の追加及び改正をすることとした。

◎主要な内容

指定管理者の指定、指定管理者の指定の手續、指定管理者の行う業務、指定管理者が管理する都市公園における条例の適用及び利用料金制に関する事項（第16条の2、第16条の3、第16条の4、第16条の5、第16条の6関係）

○都市公園のうち、中之島公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

○指定管理者の行う業務

- (1) 都市公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 行為の許可に関する業務
- (3) 有料公園施設の使用の許可及び制限に関する業務
- (4) 使用料の徴収並びに利用料金の徴収及び減額又は免除に関する業務

(5) 都市公園の管理上又は都市公園の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

◎施行期日

平成29年10月1日

◎条例改正前後対照表（該当部分のみ）

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者の指定等)</u></p> <p><u>第16条の2 市長は、都市公園のうち、中之島公園（市長が指定する部分に限る。第16条の5において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の手続)</u></p> <p><u>第16条の3 指定管理者の指定の手続については、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年10月6日条例第18号）を適用する。</u></p> <p><u>(指定管理者の行う業務)</u></p> <p><u>第16条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 都市公園施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第2条第1項の規定による行為の許可に関する業務</u></p> <p><u>(3) 第7条の2第2項の規定による有料公園施設の使用の許可及び制限に関する業務</u></p> <p><u>(4) 別表第2(3)に掲げる使用料の徴収並びに同表(4)に掲げる使用料（指定管理者が施設の管理を行う場合は「利用料金」という。）の徴収及び減額又は免除に関する業務</u></p>	<p>※条項の追加の為改正前はなし。</p>

(5) 前各号に掲げる業務のほか、都市公園の管理上又は都市公園の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、都市公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者が管理する都市公園における条例の適用)

第16条の5 第16条の2の規定により指定管理者が管理を行う中之島公園に係るこの条例の適用については、第2条及び第7条の2第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。

(利用料金等)

第16条の6 市長は地方自治法第244条の2第8項の規定により、別表第2(3)に掲げる使用料金及び同表(4)に係る利用料金(次項において「利用料金等」という。)を、指定管理者の収入として收受させることとし、別表第2(4)に掲げる利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、利用料金の額並びに利用料金等の納入方法、減額若しくは免除若しくは還付について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、利用料金の額その他必要な事項を公告しなければならない。

◆都市公園を占有する場合の使用料の追加、及び第2条第1項各号に掲げる行為をする場合における使用料の改正

◎条例改正の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的な都市公園機能の増進を図るため、必要な条項を追加・改正することとした。

◎主要内容

展覧会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物の使用料の追加、及び第2条第1項各号に掲げる行為をする場合における使用料の改正（第8条関係）

○仮設工作物の使用料の追加

種類	徴収単位	金額
展覧会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日	30円

○行為をする場合における使用料の改正

区分	単位	期間	金額
物品の販売、行商、募金その他これらに類する行為をすること	1件	1日	200円
業として行う写真撮影	1件	1日	200円
展覧会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること	1件	1日	3,300円

◎施行期日

平成29年10月1日

◎条例改正前後対照表（該当部分のみ）

改正後					改正前				
<u>別表第2（第8条関係）</u>					別表（第8条関係）				
<u>(1) 都市公園を占有する場合</u>									
区分	種類	徴収単位	金額	摘要	区分	種類	徴収単位	金額	摘要
法第6条関係	電柱、電話柱の本柱	年1本	1,500円	(1) 1件の占有につきこの表により算出した額が500円以下であるときは、これ	法第6条関係	電柱、電話柱の本柱	年1本	1,500円	(1) 1件の占有につきこの表により算出した額が500円以下であるときは、これ
	電柱、電話柱の支柱又は支線	年1本	1,500円			電柱、電話柱の支柱又は支線	年1本	1,500円	
	共架電線その他上空に設ける線類	年1メートル	11円			共架電線その他上空に設ける線類	年1メートル	11円	

公衆電話所		年1個	1,600円	あるときは、これを免除する。 (2) 前号の場合を除き、この表により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。
郵便差出箱		年1個	690円	
鉄塔		年1平方メートル	900円	
地下埋設物	口径80ミリメートル未満のもの	年1メートル	55円	
	口径80ミリメートル以上のもの	年1メートル	82円	
展覧会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1平方メートル	30円	
その他の占用		1平方メートル	300円	

公衆電話所		年1個	1,600円	を免除する。 (2) 前号の場合を除き、この表により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。
郵便差出箱		年1個	690円	
鉄塔		年1平方メートル	900円	
地下埋設物	口径80ミリメートル未満のもの	年1メートル	55円	
	口径80ミリメートル以上のもの	年1メートル	82円	
その他の占用		1平方メートル	300円	
第2条関係	行商、募金その他これらに類するもの	1人1日	200円	
	業として行う写真撮影	1人1日	200円	
	業として行う映画撮影	1件1日	4,000円	
	興行	1件1日	6,000円	
	展覧会、展示会、競技会その他これらに類するもの	1平方メートル	100円	

(2) 公園施設を設け又は管理する場合

区分	種別	単位	期間	金額
公園施設を設ける場合	土地	1平方メートル	1月	40円
公園施設を管理する場合	土地	1平方メートル	1月	40円
	建物	1平方メートル	1月	300円

(3) 第2条第1項各号に掲げる行為をする場

查

区分	単位	期間	金額
物品の販売、行商、募金 その他これらに類する 行為をすること	1件	1日	200円
業として行う写真撮影	1件	1日	200円
業として行う映画撮影	1件	1日	4,000 円
興行を行うこと	1件	1日	6,000 円
展覧会、博覧会、競技会、 集会その他これらに類 する催しのために都市 公園の全部又は一部を 独占して利用すること	1件	1日	3,300 円

(4) 有料公園施設を使用する場合

都市公 園名	種別	区分	単位	金額
中之島 公園	自然環境 体験学習 館	大ホール	1時間	500円
		小ホール	1時間	200円
	シャワー ルーム	1箇所当 たり	1人 1回	300円

<改正及び追加条項一覧>

第6条（公園施設の設置及び管理の許可申請書の記載事項）

第7条の2（有料公園施設）

第7条の3（開館時間等）

第8条（使用料）

第16条の2（指定管理者の指定等）

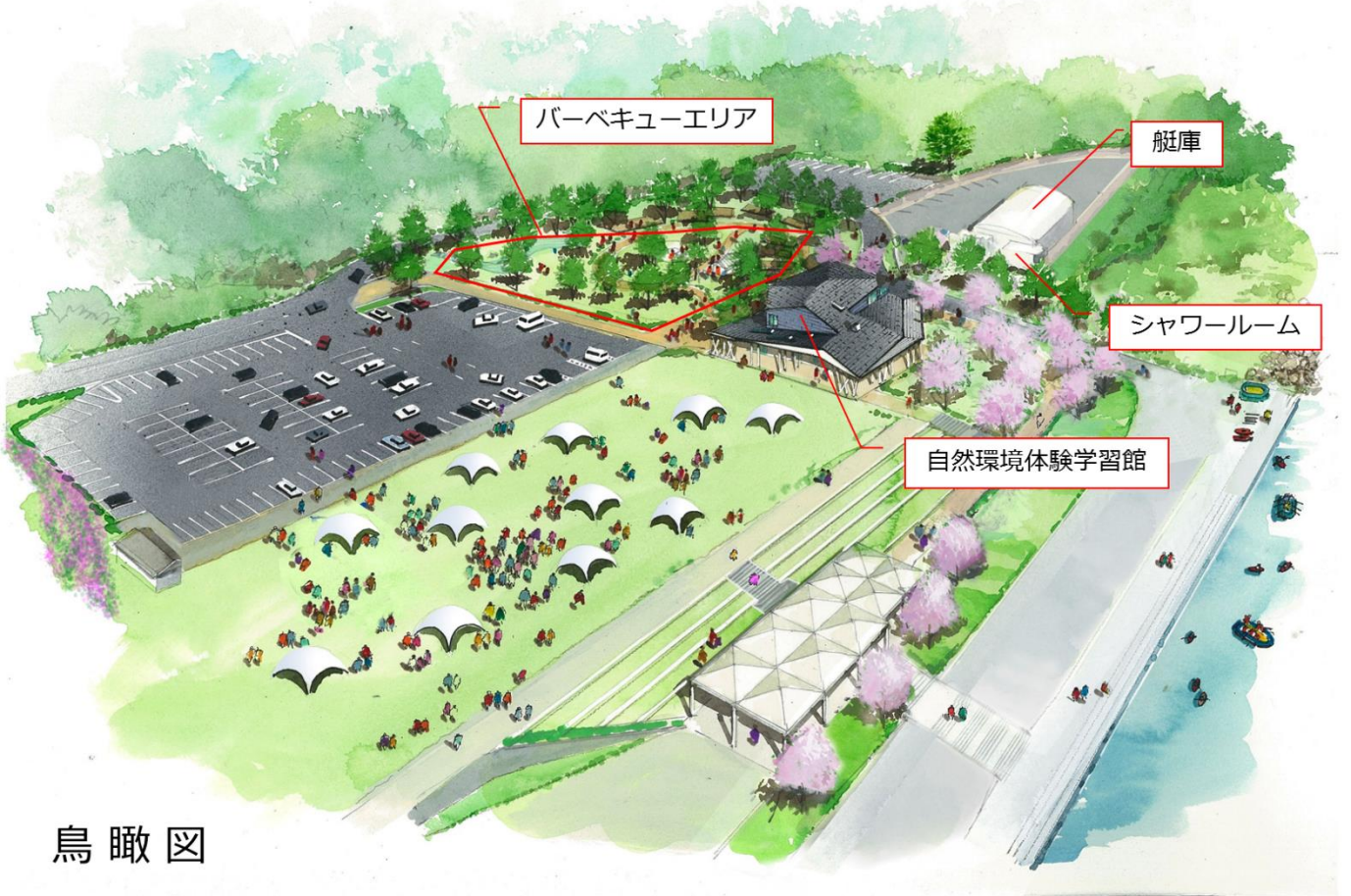
第16条の3（指定管理者の指定の手續）

第16条の4（指定管理者の行う業務）

第16条の5（指定管理者が管理する都市公園における条例の適用）

第16条の6（利用料金等）

中之島公園 鳥瞰図



鳥瞰図

